答 申 第 2 号 令和元年6月8日

鎌ケ谷市長 清水 聖士 様

鎌ケ谷市情報公開・個人情報保護審査会 会長 仁平 勝之

鎌ケ谷市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による諮問に ついて(答申)

平成31年3月11日付け鎌消鎌第1208号により諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

諮問のあった平成32年度から運用を開始する予定の「ちば北西部消防指令センター」への住民基本台帳情報の提供については、消防本部が行う救助活動のために必要となる救助対象者の迅速な特定等に資するものであり、公益上の必要があるものと考えられることから、実施は妥当であると判断する。

第2 諮問する根拠

実施機関は、鎌ケ谷市個人情報保護条例(平成12年鎌ケ谷市条例第1号)第9条第1項の規定により、原則として、保有する個人情報を実施機関以外のものに提供してはならないこととされている。

上記の規定に係る例外として、同条例第9条第1項第5号の規定による「公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき」に該当するか否かを審査会に諮問するものである。

第3 実施機関の主張要旨

ちば北西部消防指令センターの通信業務に住民基本台帳データを提供することにより、119番受報時、通報者が興奮状態で氏名等を聴取することが困難な場合でも、住民基本台帳データを活用し、住所等の確認が行えることから、災害地点を早期に特定することが可能となる。

また、災害現場で居住者の安否を確認する際に世帯情報が必要となった際、 居住者等から世帯情報を聴取できない場合など、確認に時間を要する場合で も、住民基本台帳データの世帯情報を活用することにより、迅速な対応を行 うことが可能となる。

災害発生時における住民基本台帳データの活用は有効性が高く、各構成市でも住民基本台帳データ提供に向けて事務が進められている。

さらに、消防庁から災害地点を迅速に特定し適切な対応を行うために、住 民基本台帳情報などをシステムに登録し、情報の充実を図るよう通知されて いるところである。

以上のことから、住民情報の迅速かつ正確な把握によって消防指令業務の 実効性が上がるとともに、人命救助の可能性が高まることも期待されること から、住民基本台帳情報の提供は公益上の必要が高いものである。

なお、情報の提供にあたっては、鎌ケ谷市消防本部内に設置された端末と 指令センター内のサーバー間において閉鎖型のネットワークを通じて行われ、 提供先である指令センターにおけるデータの取扱いについては、閲覧が可能 となるのは指令センターの職員に限定され、閲覧履歴のログも残されること から、外部への情報漏洩のリスクへの対策も講じられていると考える。

第4 審査会の判断

実施機関の保有する住民基本台帳情報をちば北西部消防指令センター(以下「指令センター」という。)に提供することにより、市民等からの119番通報受信時に指令センターにおいて迅速に災害発生地点を特定することが可能となり、火災における損失の減少や救急における救命率の向上に資することが期待できる。

指令センターに提供する保有個人情報は以下の7点とし、必要最低限の個人情報に限定されている。

- (1) 世帯員の氏名
- (2) 住所
- (3) 性別
- (4) 生年月日
- (5) 続柄
- (6) 国籍
- (7) 世帯主区分

以上の事由により、実施機関の個人情報を外部提供することについては、 公益性が高いと認められることから、指令センターへの住民基本台帳データ の提供については、妥当であると判断する。